

仕 様 書

1. 件名

デスクトップパソコンの賃貸借（職員業務用）

2. 概要

デスクトップパソコン及び周辺機器を賃貸借する。

3. 数量

デスクトップパソコン及び周辺機器一式 76台分

4. 契約期間等

契約期間：契約締結の日から令和11年9月30日（長期継続契約）

履行期間：令和7年10月1日～令和11年9月30日（48か月）

5. 納入期限及び納入場所

納入期限：令和7年9月26日（金）17時まで

納入場所：広島高速道路公社総務部総務課

6. 機器仕様

【本体】

項目	仕様・規格
OS	Microsoft 11pro 64bit
CPU	Intel Core i5-12400 以上又は AMD Ryzen 5 5600 以上
メモリ	16GB
ストレージ	256GB 以上 SSD
通信機能	LAN:1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応
光学ドライブ	不問（※付属していても良い）
Office ソフト	Microsoft Office Home&Business 2024（法人向）
インターフェイス	USB2.0 規格に対応したポート 2 ポート以上及び USB3.1 規格に対応したポート 2 ポート以上を標準内蔵
	HDMI ポート

【周辺機器】

項目	仕様・規格
ディスプレイ	23.8 型以上、アスペクト比 16:9、解像度 1920×1080 ピクセル以上、HDMI ポート端子
キーボード	日本語キーボード、USB 接続方式、独立した 10 キー登載
マウス	USB 接続方式、光学式読取方式

【その他】

- HDMI ケーブル 各 1 本（本体又はディスプレイ付属のもので可）
- その他、標準付属品一式

【保守/保証】

- PC 本体のみ、履行期間中の保守サポート（翌営業日以内オンサイト保守）対応とする。ただし、早朝、夜間及び休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号））の保守対応は求めない。なお、本内容についてはメーカーの保守サービスや保守パックの加入も可とする。

7. 初期設定作業

項目	説明
ローカルユーザー登録	ローカルユーザー（ユーザー及びパスワードは共通）
アップデート	OS 及び Office ソフトのアップデート
PC 名の付与	指定する規則により PC 名を設定
IP アドレス設定	固定 IP の設定 (DHCP なし)
ネットワーク設定	ゲートウェイ等の設定 (全 PC 共通) _イーサネット
ドメイン参加	ActiveDirectory への参加 (一般ユーザー)
プリンター設定	プリンタードライバーをインストールし、既定のプリンターの設定
ドキュワークス設定	指定する PC のみドキュワークス (ボリューム) をインストール
セキュリティ	セキュリティソフトのインストール
その他ソフト	・Adobe Acrobat Reader ・DocuWorks Viewer Light 10 ・株式会社キューブ・ソフト:CubePDF、同 utility ・NTT テクノクロス株式会社:マジックコネクト

※プリンタードライバー及びセキュリティソフトインストーラーは発注者が用意する。

※データ移行及び据付は発注者が実施する。

※初期設定について、発注者社屋で行う必要があるものについては、設定場所は発注者が準備する (同時作業台数は 15 台程度可能な場所)。なお、作業日は発注者と事前に調整すること。

8. その他

- (1) 契約形態は長期継続契約とし、契約締結から履行期間の開始日までは受注者が実施する設定作業等の期間とし、支払いは令和 7 年 10 月 1 日から発生する。
- (2) 本体及びディスプレイには、賃貸借機器であることを示すラベルを受注者の負担により貼り付ける。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項でも、履行のうえで必要となる作業等については、随時発注者に指示を仰ぐこと。
- (4) PC 本体及びディスプレイに関しては、納品時に箱は持ち帰ること。なお、納品は公社担当者にまとめて引き渡すこととし、職員の机への設置を要しない。

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 受注者は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して発注者に届け出る。

2 受注者は、前項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに発注者に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 受注者は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、発注者の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 受注者は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 受注者は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 受注者は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 受注者は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく発注者に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 発注者は、受注者に事前に通知の上受注者の事業所に立入り、受注者における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前3項に関して発注者が別途に管理方法を指示するときは、受注者は、これに従わなければならない。

5 受注者は、業務に関して保管する個人情報（発注者から預託を受け、或いは受注者自ら収集したものを含む）について発注者から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条 受注者は、発注者から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに発注者に返還し、又は引き渡すとともに、受注者のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を発注者に報告しなければならない。ただし、発注者から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 受注者は、発注者の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報に判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条 受注者は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、発注者から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 受注者は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条 受注者が発注者の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、受注者は、発注者から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを発注者に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を受注者の行為とみなし、受注者は、本特則に基づき受注者が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条 受注者において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、受注者は、ただちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により発注者に提示しなければならない。

2 前項の事故が受注者の本特則の違反に起因する場合において、発注者が情報主体又は発注者の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、発注者は、受注者に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、発注者の受注者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が受注者の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、受注者は、前2項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、発注者の別途の指示に従うものとする。

以上